

《資料編》 女川原発1・2「硫化水素」問題

「気になる動き93 《速報+続報》」の内容について、筆者の手元にあるいくつかの関連資料（入手が容易でないものもあると思いますので）を抜粋提示します。

※【資料】は「風の会HP」に掲載しています。

1 1・2号機間でのランドリドレン処理系の「共用」

◎昭和62年4月18日『女川原子力発電所 原子炉設置変更許可申請書（2号原子炉の増設）』
＜本文：宮城県図書館の郷土資料室（？）で閲覧・謄写可能のはず＞

【資料略】

このように、女川原発では、液体廃棄物処理系のうち「ランドリドレン処理系」の関連設備が、1・2号機間で「共用」されています（添付書類8の同様の記載については、今回は提示省略）。おそらく経費節減（建屋が手狭？）のためと思われるのですが、そのような経済性優先の安易な発想（当時の東北電力経営陣が容認したはず）が今回“とんでもない事態”を招いたことを深く反省し、そのような「共用」を解消しないまま女川2再稼働を目論んだことを現経営陣は大いに後悔すべきです。

なお、今回の再稼働のための変更申請書では、当該「ランドリドレン処理系共用」に関する変更記載は（筆者が見た限り）ありませんでした。

2 女川2審査書（規制委）の「参照ガイド」

◎令和2年2月26日『東北電力株式会社 女川原子力発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書』＜1～3頁＞

【上記資料略】

審査において参照したガイドとして挙げられている（1）～（13）には、毒ガスガイドは含まれていません。

3 設置許可基準規則第12条7項と、東北電力の虚偽説明（？）

◎同R2. 2. 26『審査書』＜138～141頁（146～149枚目）＞ 【資料略】

ランドリドレン処理系（関連施設）は「重要安全施設以外の安全施設」に該当するものと思われるのですが、その場合、設置許可基準規則第12条7条で、「共用又は相互に接続する場合は「施設の安全性が損なわれない」ものであることが要求されており、今回の事故は、女川2がその要求を満たさないことを明らかにしています。

付言すれば、東北電力が「1号炉と2号炉との間」で「共用」もしくは「接続」としてしていると規制委に説明した「重要安全施設以外の安全施設」にランドリドレン処理系（関連施設）は含まれていなかった可能性があり、東北電力が規制委に対して“虚偽（事実と異なる）説明”を行った可能性もあると思われます。

だからと言って、規制委の“見逃し”が許されるわけでもありません。

4 「毒ガスガイド」の施行（審査時に参照されなかった理由？）

◎平成29年4月『有毒ガス防護に係る影響評価ガイドの制定について』 【資料略】

後者の「附則」により、女川2では、適合性審査時に毒ガスガイドが参照されなかった可能性があります（今後、新たに変更申請がなされる？）。

5 「毒ガスガイド」における「妥当性確認の全体の流れ」

◎平成29年4月『有毒ガス防護に係る影響評価ガイド』 【資料略】

6 「毒ガスガイド」に準じた東北電力の評価報告

◎平成30年5月10日『女川原子力発電所2号炉 有毒ガス防護について』

東北電力は、上記文書を規制委に提出し、毒ガスガイドが示した「評価フロー」（上記5の資料）に準じた評価報告を行なっています。

【資料略】

ですから、規制委が、東北電力からの評価報告を受けながら、同毒ガスガイドをも参照した再稼働審査を行わなかった正確な理由は筆者にはわかりませんが（上記4の施行時期のため?）、いずれにしても、同毒ガスガイドへの改めての適合性審査は不可欠です。

7 「毒ガスガイド」における「（生物学的に発生する）硫化水素」等の抜け落ち

◎平成29年4月『有毒ガス防護に係る影響評価ガイド』 【資料略】

毒ガスガイドは、「原子炉制御室及び緊急時制御室の運転員については、対象発生源の有無に関わらず、有毒ガスに対する防護を求めることとした」としていますが、同ガイドは敷地内外（固定源・可動源）の貯蔵・輸送化学物質のみを対象とし、今回の事故のように（生物学的に施設内で日常的に発生する可能性のある）「硫化水素」は対象としていません。また、貯蔵・輸送される「単体の化合物」ではないとして、複数の物質の（想定外の?）混合・化学反応や火災燃焼等で生じる可能性のある「塩素（毒性）」や「一酸化炭素（毒性）、二酸化炭素（窒息性）」なども、そのような観点からの評価はなされていません。

それらの抜け落ち（欠落）がある毒ガスガイド自体の不十分性は明らかで、それらを見直した上で、改めて（全原発について）適合性審査を行なう必要があります。

<2021.9.3了>

（仙台原子力問題研究グループ I）